

「ゆうちょ銀行の投資一任契約の締結の媒介業務に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」に対する意見

一般社団法人 第二地方銀行協会

令和3年12月7日に公表されました、ゆうちょ銀行の投資一任契約の締結の媒介業務に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、当協会の意見は、以下の通りです。

## 1. 基本的考え方と現状

私どもは、予ねてより、改正郵政民営化法の基本理念（「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」等）を踏まえ、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するためには、ゆうちょ銀行について、①バランスシートの規模の縮小、②公平な競争条件の確保、③利用者保護の徹底、④金融システムの安定、⑤民間金融システムへの融和が重要であると申し上げてきました。

本年5月に日本郵政が公表した中期経営計画「JPビジョン2025」においては、「金融2社株式は、JPビジョン2025期間中のできる限り早期に保有割合50%以下とする」方針が示されましたが、完全民営化は道半ばの状況であります。このように民営化が十分に進展していないにもかかわらず、これまで、預入限度額の引上げやフラット35の取扱い等の新規業務が次々と認められてきております。

ゆうちょ銀行が新規業務に参入するにあたっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であると考えます。

(注) なお、郵政民営化法においては、保有割合が50%未満となり、新規業務について届出制に移行した際も、他の金融機関等との間の適正な競争関係および利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮することが求められていると理解しております。

## 2. 新規業務の認可申請について

今般、認可申請された「投資一任契約の締結の媒介業務」は、既に民間金融

機関においても実施中またはその準備・検討を進めているサービスであります。このような潜在的に高い顧客ニーズが見込まれる資産運用サービス市場において、間接的な政府出資の残るゆうちょ銀行が業容を拡大することの是非については、十分な検討が必要ではないかと考えております。

また、利用者保護の徹底の観点からは、2019年のゆうちょ銀行による高齢顧客への投資信託の不適切な販売・取扱いは、記憶に新しいところです。

本年9月に開催された、日本郵政が設置した有識者委員会「JP改革実行委員会」(12回目)においても、「投資信託の不適切な販売や各種部内犯罪が発生しており、日本郵政グループ全体としてのコンプライアンス遵守の状況は、いまだ道半ばと評価せざるを得ない」とされております。

今まで以上に顧客本位の取組みを進め、顧客の投資に対する理解、商品の有するリスクへの理解を十分に得た上で、業務を進める必要があると考えます。

投資一任契約の締結の媒介業務の認可にあたっては、こうした不正防止策、顧客本位の取組みの定着状況等についても十分な検証が必要と考えます。

### 3. 今後の郵政民営化への期待

ゆうちょ銀行および地域銀行は、それぞれの機能・ネットワークを活かし、新型コロナによって疲弊した地方経済の回復・活性化に向けて更なる連携・協調を進める必要があると考えております。

郵政民営化委員会および関係当局においては、私どもが申し上げてきた基本的な考え方も踏まえて、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化に向けた深度ある審議・検討が、引き続き行われることを強く希望いたします。

以 上